

東松山市歯科口腔保健推進計画

東松山市

「東松山市歯科口腔保健推進計画」の策定にあたって



生涯にわたり健康でいきいきとした生活を送ることは、すべての人々にとって共通の願いです。その中で、健康な口腔を維持することは、おいしく食べられ、楽しく会話ができることで心身の健康づくりに繋がるとともに、生活習慣病などの全身疾患を予防する上でも大変重要となります。

本市では、健康増進を図る上で基本的な指針を示した「ひがしまつやま健康プラン21」において、「歯と口腔の健康」の分野を設け、80歳になっても20本以上の自分の歯を保とうとする「8020運動」などを通じて、歯と口の健康づくりに取り組んでおります。また、平成26年10月に「東松山市歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定し、平成27年度から成人を対象に、歯科健診や各種検査、保健指導を実施する「大人のための健康歯援プログラム」といった事業も展開しております。

歯科口腔保健思想が徐々に根付く中、これまでの取組をより効果的に推進し、健康寿命の一層の延伸を図るため、この度「健康長寿は 歯から 口から 基礎がため」を基本理念とする東松山市歯科口腔保健推進計画を作成いたしました。比企郡市歯科医師会をはじめとする関係団体・機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた具体的な取組を進めることで、きらりと輝く歯で元気でいきいきと暮らす健康長寿のまちの実現に今後も全力を注いでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました市民健康づくり推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心より感謝申し上げますとともに、歯科口腔保健の推進に引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

東松山市長 森田 光一

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
第2章	東松山市の歯科口腔保健の現状と課題	2
1	統計からみた状況	2
2	「第1次 ひがしまつやま健康プラン21」最終評価から	5
3	今後の課題	6
第3章	計画の基本的な考え方	7
1	基本理念	7
2	基本的な目標	7
3	取組の方向性	7
第4章	生涯にわたる歯と口の健康づくり	8
1	妊娠期（マイナス1歳～誕生）	8
2	乳幼児期（0～5歳）	10
3	学童期・思春期（6～19歳）	12
4	成人期（20歳～）	14
5	高齢期（65歳～）	16
6	数値目標一覧	18
第5章	歯科保健医療サービスの充実	19
1	歯科診療所の取組	19
2	比企郡市歯科医師会の取組	20
3	埼玉県歯科衛生士会の取組	23
4	保育園・幼稚園・学校・職場の取組	24
5	市の取組	25
第6章	計画の推進	26
1	協働による計画の推進	26
2	計画の進行管理	27
資料編		28
1	用語の説明	28
2	策定の経過	30
3	東松山市歯科口腔保健の推進に関する条例	31
4	東松山市市民健康づくり推進協議会条例	33
5	東松山市市民健康づくり推進協議会委員名簿	35

第1章 計画の策定にあたって

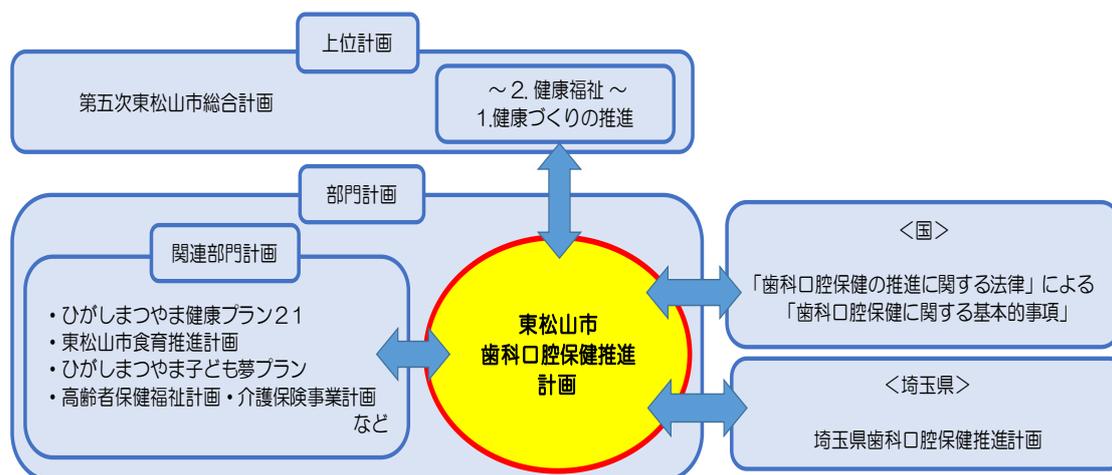
1 計画策定の趣旨

近年、歯や口腔の健康が、糖尿病、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病や肺炎、認知症に大きく影響を与えていることが明らかになっています。本市においては、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、具体的な行動目標に基づいて取り組んでいくための基本的指針として策定した健康増進計画「ひがしまつやま健康プラン21」の中に「歯と口腔の健康」の分野を設け、「8020運動」の推進など、歯と口の健康づくりに取り組んでいるところです。

こうした中、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）」が、また、同年10月には「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」が、それぞれ公布・施行されました。本市においても平成27年4月1日に「東松山市歯科口腔保健の推進に関する条例」が施行され、更なる歯科口腔保健の推進を図るため、東松山市歯科口腔保健推進計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は「第五次東松山市総合計画」（2016年～2025年）を上位計画とし、本市における健康増進計画「ひがしまつやま健康プラン21」をはじめとする関連部門計画や国の「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）」による「歯科口腔保健に関する基本的事項」、および「埼玉県歯科口腔保健推進計画」との整合を図っています。



3 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から平成35年度までとします。その後は「第2次 ひがしまつやま健康プラン21」と時期を合わせ、必要に応じて内容の見直しを行います。

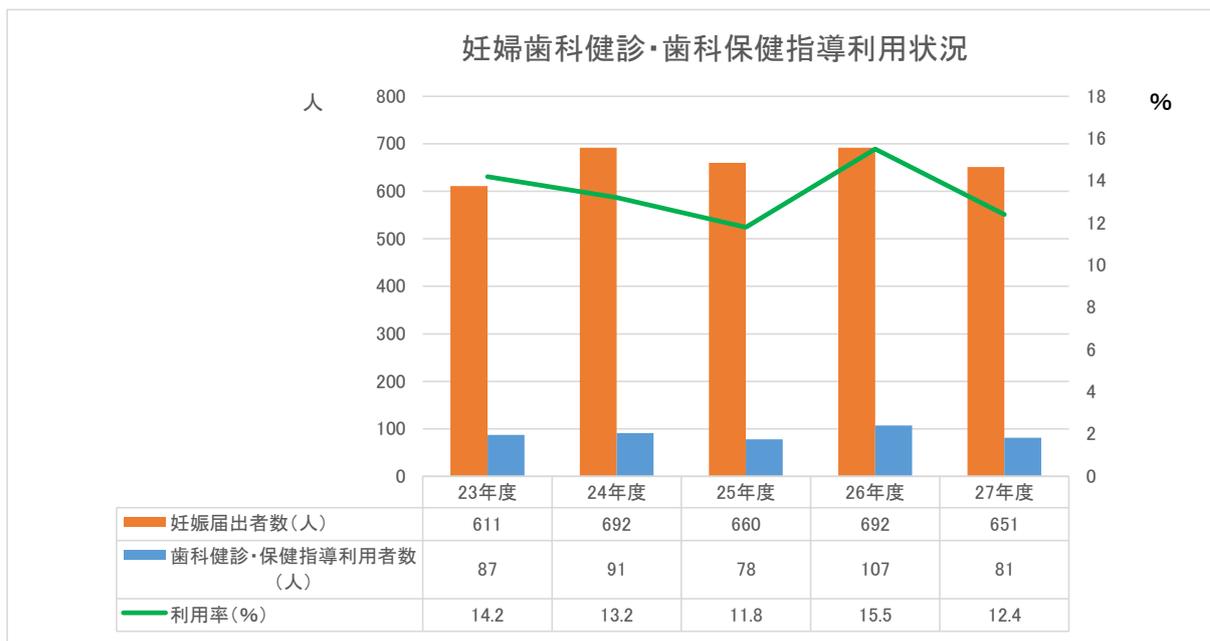
第2章 東松山市の歯科口腔保健の現状と課題

1 統計からみた状況

(1) 妊婦を対象とした歯科保健事業の利用状況

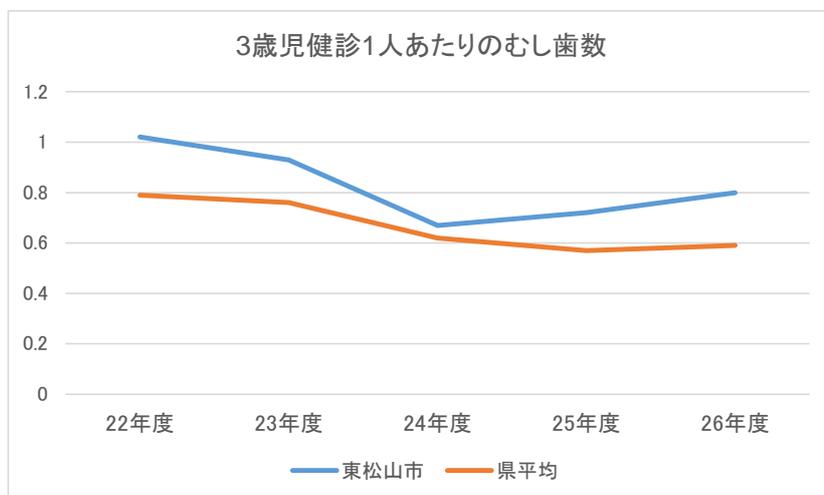
本市の妊娠届出者数は、年間700人弱ですが、過去5年間で、市で実施する妊婦を対象とする歯科健診・歯科保健指導の利用割合は約13%です。

妊娠期は、歯と口の健康づくりのスタート地点です。より多くの妊婦に関心を持って歯科保健事業を利用していただく必要があります。



(2) 幼児のむし歯罹患状況

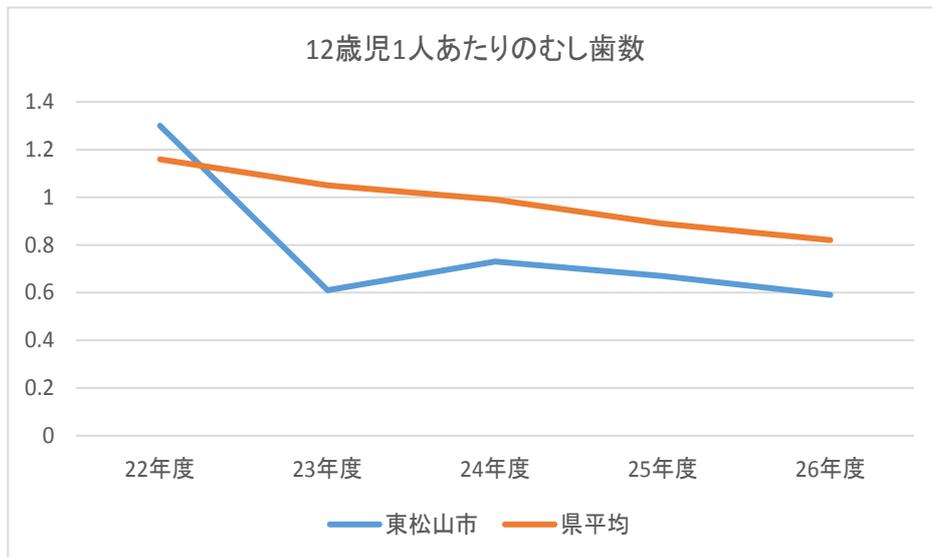
本市の幼児歯科健診は、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象に実施しています。むし歯は減少傾向にありますが、3歳児の1人あたりのむし歯数は、埼玉県との平均値と比較するとわずかに多い状況です。



埼玉県歯科保健サービス状況調査より

(3) 学童期のむし歯罹患状況

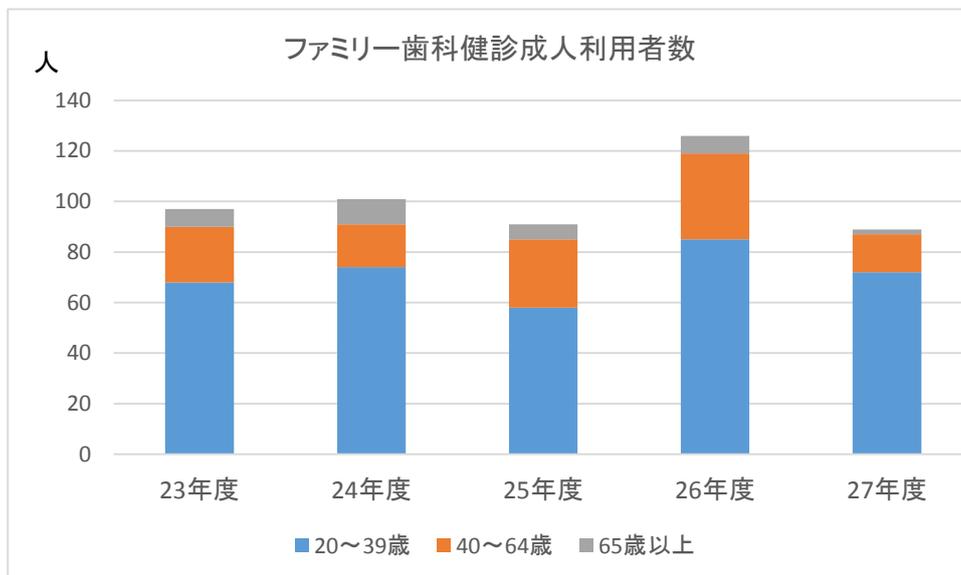
本市の12歳児(中学1年生)の1人あたりのむし歯数は、埼玉県の平均値を下回り、減少傾向にあります。



埼玉県歯科保健サービス状況調査より

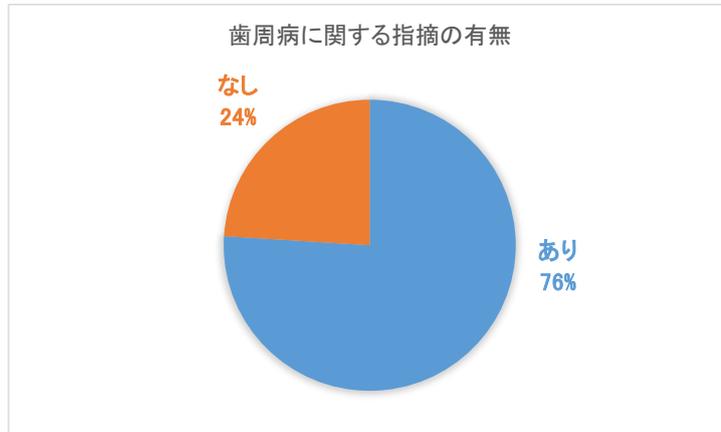
(4) 成人を対象とした歯科保健事業の状況

本市では、成人対象の歯科保健事業として、ファミリー歯科健診、大人のための健康歯援プログラムを実施しています。



ファミリー歯科健診は、原則としてご家族で利用いただく事業のため、乳幼児の母親世代である20~39歳の女性の利用が成人全体の7割を占めます。現状では口腔内に問題の少ない世代ですが、定期的な歯科健診の習慣化は10年後、20年後の口腔の健康維持にも役立ちます。

また、大人のための健康歯援プログラムは、「東松山市歯科口腔保健の推進に関する条例」制定に伴い、歯と口の健康と生活習慣病などの全身疾患との関わりについて知っていただくことなどを目的として、主に市内の50歳の方を対象として平成27年度より開始した事業です。本事業の歯科健診の結果では、歯周病に関する指摘を受けた方は全体の約8割を占めることから、より多くの方に全身疾患との関係について周知を図り、口腔状態の改善を促していく必要があります。

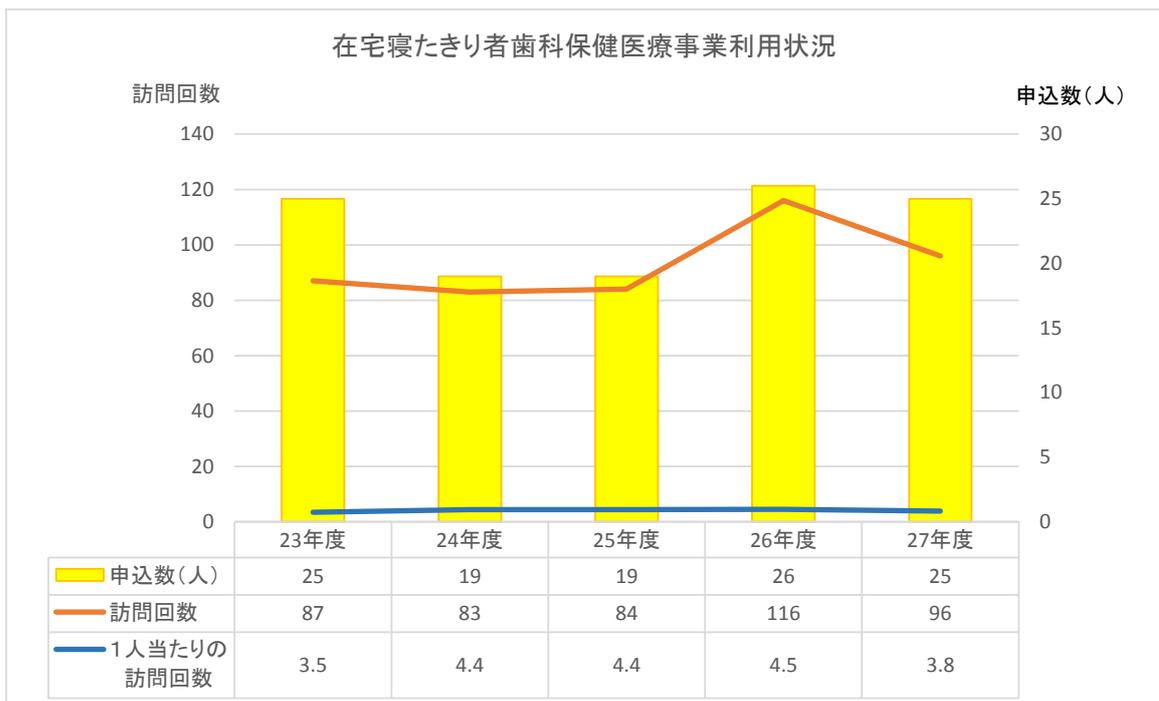


大人のための健康歯援プログラム歯科健診結果より

(5) 通院が困難な方を対象とした歯科保健医療サービスの利用状況

本市では、在宅で療養する通院困難な方を対象に、訪問歯科診療や歯科保健指導を受けていただくため、比企郡市歯科医師会の協力により、「在宅寝たきり者歯科保健医療事業」を実施しています。

本事業の過去5年間の状況では、申込数は年度によりバラつきがありますが、超高齢社会を迎え、今後増加が予想されます。



2 「第1次 ひがしまつやま健康プラン21」最終評価から

「ひがしまつやま健康プラン21」は、本市の健康増進計画として、平成16年度から平成25年度を計画期間として策定し、「歯の健康」については、平成22年度に「守れ！6歳臼歯キャンペーン」を実施しました。その後計画期間の満了に伴い、計画の最終評価、及び第2次計画の策定を行いました。第1次計画での「歯の健康」の目標達成状況は下記のとおりです。

幼年期（0～5歳）

単位：％

指標	H15	H24	目標値	評価
むし歯のない3歳児の増加（3歳児健診）	59.0	80.1	80.0	目標達成

学童期・思春期（6～19歳）

単位：本

指標	H15	H23	目標値	評価
12歳児の1人平均むし歯の減少	1.9	0.6	1.0	目標達成

青年期（20～29歳）

単位：％

指標	H15	H24	目標値	評価
予防のために定期的に歯科受診している人の増加	16.4	26.4	50.0	改善
歯間清掃用器具を使用している人の増加	15.1	27.4	50.0	改善

壮・中年期（30～64歳）

単位：％

指標	H15	H24	目標値	評価
予防のために定期的に歯科受診している人の増加	24.2	36.1	50.0	改善
歯間清掃用器具を使用している人の増加	26.3	44.9	50.0	改善

高齢期（65歳以上）

単位：％

指標	H15	H24	目標値	評価
予防のために定期的に歯科受診している人の増加	27.2	42.8	50.0	改善
歯間清掃用器具を使用している人の増加	24.9	50.3	50.0	目標達成

「第1次 ひがしまつやま健康プラン21」における「歯の健康」分野の目標達成状況は、概ね良好と考えられます。しかし成人期の状況については改善傾向にはあるものの目標値には達していません。

3 今後の課題

最近の臨床研究や疫学調査などから、歯・口の健康と全身疾患との間に深い関連があることがわかってきました。例えば、

- ・歯周病菌が糖尿病や心疾患、脳梗塞などの生活習慣病に影響を与えている
- ・口腔の清掃不良や嚥下機能の衰えにより肺炎（特に高齢者）を起こす危険性が高まる
- ・咀嚼^{そしゃく}や会話機能の衰えにより、人との関わりを避けるようになるなど、健全な社会生活に支障^{そしゃく}がでる。また咀嚼機能の衰えは、高齢者の低栄養や認知症を助長する などです。

健康な歯と口を保つことにより、高齢になってもおいしく食べ、楽しく会話ができる充実した生活を送ることができ、健康長寿につながります。

しかし本市の成人を対象とした歯科健診の結果では、約8割の方が歯周病に関する指摘を受けています。また「第1次 ひがしまつやま健康プラン21」の最終評価の結果でも、成人期では目標達成に至っていません。今後は、健康寿命延伸のためにも成人期の歯と口の健康づくりに重点を置き、取り組んでいくことが必要です。

また、たとえ要介護状態であっても必要な歯科保健医療サービスが受けられ、歯と口の健康管理ができるような社会環境の整備にも取り組んでいくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「おいしく食べられ、楽しく会話ができる」ことは、健康で豊かな生活を送るためにとても大切です。本計画は、歯と口の健康を維持増進することにより、健康寿命の延伸を目指します。

そのため、基本理念を **健康長寿は 歯から 口から 基礎がため** とします。

2 基本的な目標

すべての市民が生涯にわたって自ら歯と口の健康づくりに取り組み、いきいきと暮らせることを目指して計画の基本的な目標を以下のように定めます。

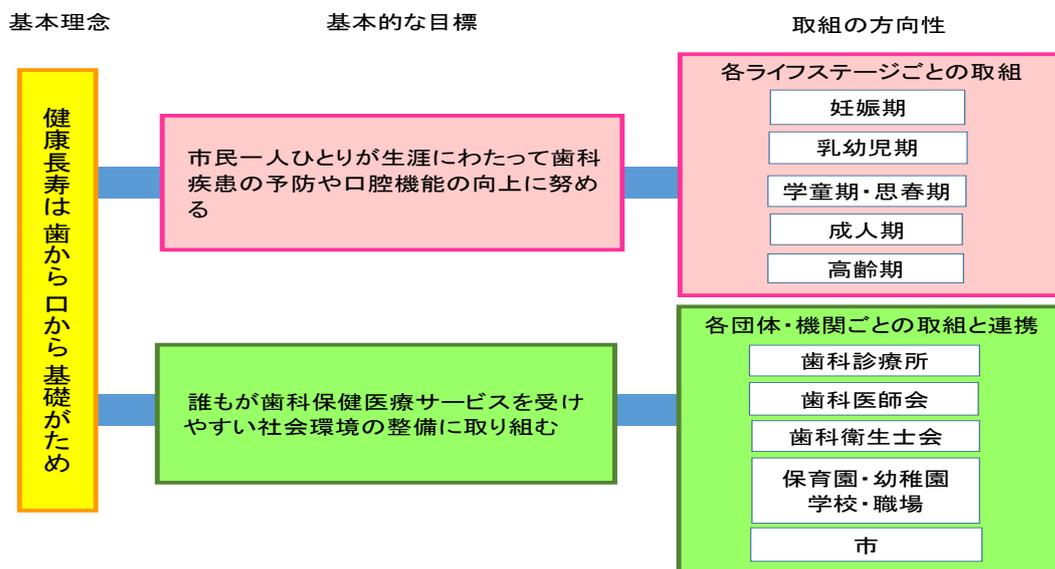
市民一人ひとりが生涯にわたって歯科疾患の予防や口腔機能の向上に努める

誰もが歯科保健医療サービスを受けやすい社会環境の整備に取り組む

3 取組の方向性

妊娠期から高齢期まで各ライフステージにおける歯と口の特徴を踏まえ、「食生活での注意点」「歯みがきのポイント」「歯科受診する」「正しい知識を得る」などの具体的な取組を推進します。

また、市民一人ひとりの取組を支援するため、歯科保健医療サービスを提供する歯科医師会をはじめとする関係団体・機関と連携を図りながらサービスを利用しやすい環境を整えていきます。



第4章 生涯にわたる歯と口の健康づくり

～市民一人ひとりが生涯にわたって歯科疾患の予防や口腔機能の向上に努める～

1 妊娠期（マイナス1歳～誕生）

妊娠期は、妊婦だけでなくこれから生まれるお子さんの健やかな成長のために家族の協力が得やすい時期です。家族全員の歯科保健行動改善にもよい機会となります。またお子さんの乳歯は妊娠7週目にはつくられ始めています。歯と口の健康づくりはすでに妊娠初期から始まっています。

現状と課題

本市で実施している両親学級やファミリー歯科健診を利用して、歯科健診や歯科保健指導を受けている妊婦は、平成26年度で15.5%です。

市や歯科医師会などの連携により、歯科保健に関わる情報提供や歯科健診、歯科保健指導を受ける機会を充実させることが必要です。

具体的な取組

項目	内容
食生活の注意点	・乳歯は妊娠中につくられるため、母体のためだけでなく、お子さんの丈夫な乳歯をつくるためにもバランスのよい食事を心がける
歯みがきのポイント	・つわりや食事の回数が増えることにより口の中が汚れがちであるため、歯みがきの時間帯や磨き方を工夫する
歯科受診する	・妊娠中であっても簡単な治療は受けられるので、健診を受けて口の健康状態をチェックし、必要があれば治療を受ける
正しい知識を得る	・「妊娠性歯肉炎」や「むし歯菌の感染」などについて知る

数値目標

指標	平成26年度 (参考値)	平成35年度 (目標値)
妊娠中に歯科健診・歯科保健指導を受ける人の増加	15.5%	20.0%

*参考：市で実施する歯科健診・歯科保健指導を利用した妊婦

妊娠期の歯と口の健康

★妊娠性歯肉炎

妊娠中はホルモンなどの影響により、歯肉炎になりやすい状態になっています。妊娠前と同じように歯みがきをしていても歯肉が腫れたり、出血しやすくなっています。

出産後は症状が改善しやすいですが、子育てに忙しいあまり、自分の歯みがきがおろそかにならないよう注意しましょう。

★妊娠期のむし歯

妊娠中はつわりにより歯みがきが不十分になったり、食事の回数が増えたりして、口の中が汚れがちでむし歯の危険が高まります。歯みがきの時間帯や磨き方、食事の内容を工夫して、危険な時期を乗り切りましょう。

つわりの時の歯みがきのポイント

- 歯ブラシのヘッド（ブラシの部分）はなるべく小さいものを使う
- 歯磨剤の味を変えたり、歯磨剤を使わないでみがく
- のどの奥に水分が流れないように、最初から下を向いて歯みがきをする
- 歯みがきの時間を食後に限定しないで、気分のよい時にみがく

★むし歯菌の感染予防

むし歯の原因菌は唾液を介してお子さんに感染します。食べ物を噛んでお子さんに与えることは、多量の唾液がお子さんの口に入ることになるので厳禁です。お子さんが2歳になるまでにむし歯菌を感染・定着させないことが、その後のお子さんのむし歯の発生を少なくするポイントです。

なお、妊婦だけでなく、家族全員が自分の口の健康・清潔を維持し、むし歯の原因菌を少ない状態にしておくことが重要です。



2 乳幼児期（0～5歳）

乳歯はいずれはえ替わってしまう歯ですが、重症のむし歯は咀嚼や発音に影響を与え、お子さんの健全な発育を妨げます。また永久歯の歯質や歯並びにも大きく影響するため、乳歯を健康に保つことが大切です。

現状と課題

乳幼児期のむし歯数は年々減少傾向にあります。一部のお子さんには、重症かつ多数のむし歯が見られるうえ治療に結びついていません。歯科疾患に関わる健康格差の縮小が課題です。

具体的な取組

項目	内容
食生活の注意点	・保護者は甘味食品をダラダラと不規則に与えすぎないように注意する
仕上げみがきのポイント	・歯みがきを嫌がる時期ですが、歯みがき指導などを受けて仕上げみがきは毎日行う
歯科受診する	・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診やフッ化物塗布を受ける ・治療が必要な場合は、1日も早く治療を受ける
正しい知識を得る	・「乳歯むし歯の害」や「仕上げみがきの方法」「フッ化物応用」などについて知る

数値目標

指 標		平成 24 年度 (参考値)	平成 35 年度 (目標値)
むし歯のない3歳児の増加	3歳児健診	80.1%	90.0%

乳幼児期の歯と口の健康

★乳歯はとても大切 「いずれ抜けてしまうから・・・」などと考えないで！

○乳歯は、乳幼児期の健全な体の発育や言葉の発達に大きく関わっています。

○乳歯は、永久歯が正しくはえるための水先案内人。重症のむし歯は永久歯の形成や歯並びに悪影響を及ぼします。

★乳幼児期のむし歯予防のポイント

歯みがき

0歳

歯がはえる前から、スキンシップの一環として頬や口の周りを触ったり、ガーゼで歯肉に触れたりして、触られることに慣らしていきましょう。

歯がはえ始めたら、ガーゼで乳歯を拭いたり、機嫌のよい時は、歯ブラシで軽く触れるなどして徐々に1日1回の歯みがきの習慣をつけていきましょう。

1～2歳

歯みがきをいやがる時期ですが、大人の膝の上に頭をのせる寝かせみがきの姿勢でみがきましょう。特に上の前歯は敏感で歯みがきを嫌がる場所ですが、むし歯にもなりやすい場所なので注意してみがきましょう。



3歳～

20本の乳歯がはえ揃います。この時期は、奥歯の歯と歯の間にむし歯がしやすいので歯ブラシに加えて糸ようじも使うと効果的です。

おやつとの与え方

甘いお菓子類はなるべく避けることが望ましいですが、与える時は、与える量や時間を決め、だらだら食いにしないよう注意しましょう。



フッ化物応用

フッ化物は歯の質を強くし、むし歯の原因菌の活動を抑え、むし歯予防に効果があります。かかりつけ歯科医と相談しながらフッ化物塗布やフッ化物入り歯磨剤を上手に応用しましょう。

3 学童期・思春期（6～19歳）

学童期・思春期は乳歯から永久歯への交換時期で口腔内が大きく変化し、また歯肉炎なども発生しやすい時期です。歯みがきや食事など、望ましい生活習慣を身につけたい時期です。

現状と課題

学童期のむし歯数は年々減少傾向にあります。一部のお子さんには、重症、かつ多数のむし歯が見られるうえ、治療に結びついていません。歯科疾患に関わる健康格差の縮小が課題です。

むし歯や歯周病を予防するためには、定期的な歯科健診やフッ化物塗布などの予防処置を受けることが大切です。また、歯肉炎が増え始める思春期では、歯や歯肉の状態を自分でチェックする習慣を身につけることも必要です。

具体的な取組

項目	内容
食生活の注意点	・甘味食品やスポーツドリンクなどの摂りすぎに注意し、規則正しい食生活を心がけ、よく噛んで食べる
歯みがきのポイント	・歯の交換期にあわせた歯みがきを心がける ・歯間清掃用器具を使用する
歯科受診する	・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診やフッ化物塗布などを受ける ・治療が必要な場合は、1日も早く治療を受ける
正しい知識を得る	・「6歳臼歯」「歯肉炎」「フッ化物応用」「喫煙の影響」などについて知る

数値目標

指 標		平成 23 年度 (参考値)	平成 35 年度 (目標値)
むし歯のない 12 歳児の増加	中学 1 年生	64.5%	70.0%

学童期・思春期の歯と口の健康

★6歳臼歯を守ろう

6歳臼歯は、永久歯の中で最もかむ力が強く、永久歯の歯並びの中心となる歯です。この歯を健康に保つことが、将来の歯と口の健康につながります。

★自分の口の中に関心を向けよう

今、自分の歯が何本あるのか？
むし歯はないか？ 歯肉は腫れていないか？
日頃から観察するよう心がけましょう。



かかりつけ歯科医を持つ

歯科医院は治療だけをするところではありません。定期的に歯科健診やクリーニングを受けてプロにもお口の中をチェックしてもらいましょう。

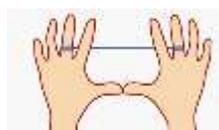
★歯肉炎を予防しよう

思春期はホルモンの影響や受験のストレスなどが原因で歯肉炎になりやすい時期です。歯肉炎は腫れや出血のほか、口臭の原因にもなります。正しい歯みがきで予防しましょう。

正しい歯みがきのポイント

歯肉炎やむし歯の原因は細菌です。細菌の塊である歯垢をしっかりとることが重要です。

- 「歯と歯肉のさかい目」「歯と歯の間」「奥歯のかみ合わせ」をよくみがく
- 毛束のそろった小さめの歯ブラシを使う
- 力を入れすぎないように注意し、細かく振動させるようにみがく
- 糸ようじ(デンタルフロス)も使い、歯ブラシでは届かない歯と歯の間をみがく



4 成人期（20歳～）

口腔内の状況は生活習慣病と大きく関わっています。口腔の健康管理が全身の健康管理につながることを理解し、積極的に歯と口の健康維持に取り組みたい時期です。

現状と課題

むし歯や歯周病を予防するためには、定期的に歯科健診や歯のクリーニングを受けることが重要です。定期的な受診の重要性を周知するとともに、20～30歳代の若い世代から歯科受診を習慣化する取組が必要です。

具体的な取組

項目	内容
食生活の注意点	・規則的なバランスのよい食事、よく噛むことを心がける
歯みがきのポイント	・歯間清掃用器具、自分にあった歯ブラシを使用する
歯科受診する	・かかりつけ歯科医を持ち、定期的な健診やクリーニングを受ける ・治療が必要な場合は、1日も早く治療を受ける
正しい知識を得る	・「生活習慣病と歯と口の健康」、「喫煙の影響」などについて知る

数値目標

指標		平成24年度 (参考値)	平成35年度 (目標値)
予防のために定期的に歯科健診や歯のクリーニングを受けている人の増加	青年期（20～29歳）	26.4%	50.0%
	壮・中年期（30～64歳）	36.1%	

成人期の歯と口の健康

★歯周病は他人事ではありません

成人期以降、歯を失う主な原因は歯周病です。歯周病検診の結果によれば、20歳代でも口の中に何らかの問題がある方は7割であり、年齢を重ねるごとに増加し70歳代では9割に達します。

歯周病の進行



★「生活習慣病」と「歯と口の健康」

糖尿病や高血圧、脂質異常症などの生活習慣病は、歯と口の健康と密接に関わっています。中でも糖尿病が悪化すると歯周病の改善が妨げられ、逆に歯周病が悪化すると歯周病菌が原因で生じた物質により血液中のインスリンの働きが妨げられ、糖尿病が悪化することが明らかになっています。

このように「全身の健康」と「歯と口の健康」は互いに影響し合っています。歯と口の健康を維持することが全身の健康にもつながります。

また、喫煙は口の中にも悪影響を及ぼします。歯周病、口腔がん、口臭、歯への着色などの危険因子となります。

★「セルフケア」と「プロフェッショナルケア」

むし歯や歯周病の予防には、毎日自分で行う歯みがきが基本です。（セルフケア）さらに、定期的に歯科医院で歯科健診や歯石をとるなどのクリーニングを受けること（プロフェッショナルケア）も大切です。「歯科医院は治療のためだけでなく、予防のために行くところ」と考えましょう。



セルフケア



プロフェッショナルケア



5 高齢期（65歳～）

高齢者の死因の1位は肺炎です。中でも口腔機能の低下により誤嚥性肺炎を起こす危険が高まります。健康な体を維持し、いつまでも豊かな生活を送るためには、最後まで口から食事を摂れるように、また誤嚥性肺炎を起こさないように、口腔の機能を維持することが重要です。

現状と課題

歯と口の健康を維持するためには、定期的に歯科健診や歯のクリーニングを受けることが重要です。また、仮に総義歯を使用することになっても、定期的な義歯の調整が欠かせないことを周知するなど、歯科受診を促す取組が必要です。

具体的な取組

項目	内容
食生活の注意点	・ゆっくり噛み、ゆっくり飲み込むことを心がける
歯みがきのポイント	・歯の付け根をよくみがき、義歯も毎食後清掃する
歯科受診する	・かかりつけ歯科医を持ち、定期的な健診・クリーニングを受ける ・治療が必要な場合は、1日も早く治療を受ける
正しい知識を得る	・「誤嚥性肺炎」「口腔機能の維持」などについて知る

数値目標

指標	平成24年度 (参考値)	平成35年度 (目標値)
60歳代における咀嚼 ^{そじやく} 良好者の増加 *	79.5%	85.0%
予防のために定期的に歯科健診や歯のクリーニングを受けている人の増加	42.8%	60.0%

*参考：「健康寿命100」（65歳）の結果から 「半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか」（有効回答率64.6%）「いいえ」と回答した割合

高齢期の歯と口の健康

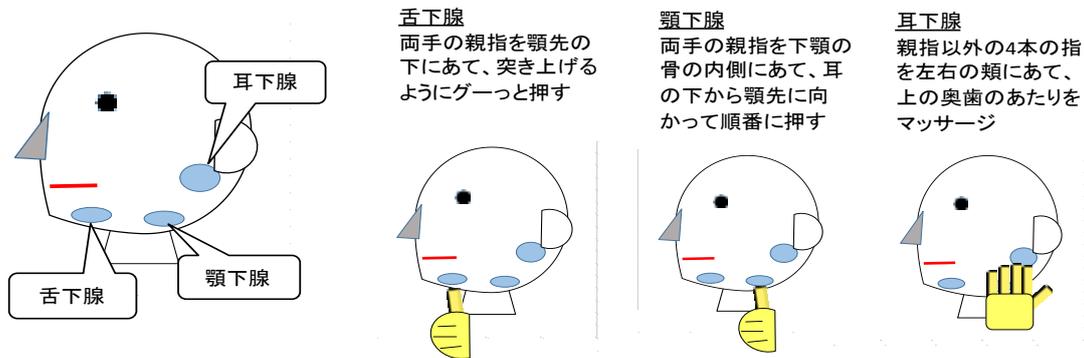
★いつまでも安全に、おいしく食べるために

年齢を重ねると、食べる（口に入れる→噛み砕く→食塊をまとめる→飲み込む）ことが以前より難しくなっていきます。飲み込むときに胃ではなく、誤って肺に入ってしまうと肺炎を起こしてしまうこともあります。

いつまでも安全に、おいしく食事ができるよう、食べる機能を維持しましょう。

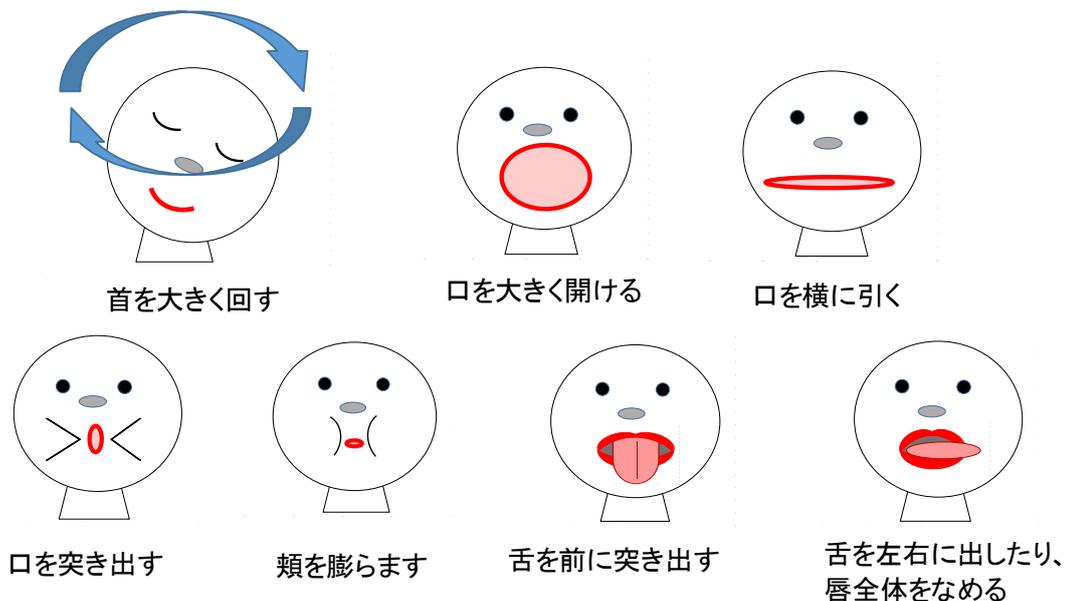
○唾液腺マッサージ

唾液は食事の時にとても重要な働きをしていますが、年齢を重ねると分泌量が少なくなり、食べる機能が低下する一因となります。唾液腺マッサージをして分泌を促しましょう。



○健口（けんこう）体操

安全に食べるための首、頬、口、舌の体操です。



6 数値目標一覧

妊娠期（マイナス1歳～誕生）

指 標	平成 26 年度 (参考値)	平成 35 年度 (目標値)
妊娠中に歯科健診・歯科保健指導を受ける人の増加	15.5%	20.0%

乳幼児期（0歳～5歳）

指 標	平成 24 年度 (参考値)	平成 35 年度 (目標値)	
むし歯のない3歳児の増加	3歳児健診	80.1%	90.0%

学童期・思春期（6歳～19歳）

指 標	平成 23 年度 (参考値)	平成 35 年度 (目標値)	
むし歯のない12歳児の増加	中学1年生	64.5%	70.0%

成人期・高齢期（20歳～）

指 標	平成 24 年度 (参考値)	平成 35 年度 (目標値)	
予防のために定期的に歯科健診や歯のクリーニングを受けている人の増加	青年期（20～29歳）	26.4%	50.0%
	壮・中年期（30～64歳）	36.1%	50.0%
	高齢期（65歳以上）	42.8%	60.0%
60歳代における咀嚼 <small>そしゃく</small> 良好者の増加		79.5%	85.0%

第5章 歯科保健医療サービスの充実

～誰もが歯科保健医療サービスを受けやすい社会環境の整備に取り組む～

市民の1人ひとりの取組を支援するため、関係団体・機関が連携して歯科保健医療サービスの充実を図ります。

1 歯科診療所の取組

「歯医者さんへは痛い時だけ行けばよい」のではなく、1年に数回の定期健診が必要です。歯科医院は治療をするためではなく、歯と口の健康を維持するために行くところと考えてほしい場所です。しかし「怖い 痛い 音がイヤ」というイメージが強く、なかなか定期的な受診につながりません。すべての世代の方が受診しやすい環境づくりに努めます。

具体的な取組

項目	内容
受診しやすい環境づくり	・ 痛みの少ない治療や、わかりやすい説明を心がける
定期健診の受診勧奨	・ 治療の終了した患者に対し、「定期健診のお知らせ」ハガキを送付するなど、定期的な健診やクリーニングについて勧奨する



2 比企郡市歯科医師会の取組

歯科医師会では、地域の人々が生涯歯と口の健康を保ち、身体的、社会的に良好な生活が送れるよう地域医療を推進しています。

妊娠期、乳幼児期、学童期・思春期では、お子さんが健やかに成長できるように、妊娠・出産期からの相談体制の整備をさらに進め、育児に対する不安や負担感を持っている家庭への支援のための地域ネットワークづくりに努めます。そして生涯を通じ自分の歯を保ち、口腔機能の維持・向上を図るためにも乳幼児期からの取組が大切です。また、お子さんのむし歯予防への取組を通してお子さんだけでなく親の歯科疾患、特に歯周病と生活習慣病などとの関わり、歯周病予防への意識や関心の向上への取組が重要です。虐待防止に関わる歯科医療機関としての役割も含め、親と子のライフステージ全体を視野に入れた支援ができるよう、関係機関との連携を強化します。

成人期では、歯の喪失の主な原因であるむし歯、歯周病が増加していく時期にあたり、健全な口腔状態を維持できるような取組が重要です。歯科疾患の原因には、日常の生活習慣が深く関わっていることが多く、特に歯周病予防を推進し歯の喪失を防止することが、生活習慣病予防、そして介護予防にもつながります。そのためにも生活習慣の改善を促すような保健指導を取り入れた「新しい歯科健診」の普及を目指します。

高齢期では、「オーラル・フレイル」の予防が、全身の健康増進につながり、健康寿命の延伸につながることを周知していきます。そして何よりも「食べること」の幸せ・喜びを伝え、QOLの維持・向上に努めます。

また、在宅で療養する方や福祉施設などの入所者が質の高い生活を送れるよう歯科医療の提供及び口腔ケアの普及に努めます。中でも在宅で療養する通院困難な方を対象に実施している「在宅寝たきり者歯科保健医療事業」は、これからの地域包括ケアにおける在宅歯科医療の充実を図る上で非常に重要な役割を担う事業として位置付けています。今後、地域包括ケアシステムの構築において、医療、介護、福祉などの多職種連携を強化し、より速やかな在宅歯科医療の提供体制を整備していきます。



在宅寝たきり者歯科保健医療事業

具体的な取組

項目	内容
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科健診、健康講座、相談などの各種事業において「歯と口の健康づくり」について啓発する ・ 歯と口の健康への意識や関心を高めるイベントとして「歯の健康祭り」を開催し、歯科健診、歯科相談、フッ化物塗布、よい歯のコンクールなどを実施する <div data-bbox="571 546 1241 1016" style="text-align: center;"> <p>どうしたらむし歯にならないの？</p> <p>バランスのとれたむし歯予防</p> <p>フッ化物で歯を強く フッ化物塗布 フッ化物配合歯みがき剤 シーラント</p> <p>甘い飲食物 (甘いおやつ) 歯の弱い歯 (よわい歯) むし歯 (虫歯)</p> <p>ブラッシング デンタルフロス 歯間ブラシ</p> <p>シュガーコントロール</p> </div> <div data-bbox="655 1016 1329 1509" style="text-align: center;"> <p>全身の健康と歯科との関連</p> <p>歯周病は体の病気の原因に!</p> <p>メタボリックシンドロームの予防につながります</p> <p>歯周病</p> <p>生活習慣病の予防は歯周病対策から!</p> <p>糖尿病 高血圧 脂質異常症 肥満</p> </div> <p style="text-align: right;">*さまざまな啓発用資料</p>
フッ化物応用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政や幼稚園・保育園において、科学的根拠に基づく情報提供をしながら、フッ化物応用の推進を図る ・ 「埼玉県歯科口腔保健推進計画」に基づく「埼玉県小児う蝕予防対策事業」において、対象市町村教育委員会をはじめ、学校歯科医などによる小中学校への訪問・説明、及び科学的根拠に基づく情報提供やサポートを行っていく

<p>かかりつけ歯科医院としての機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の「歯と口の専門職種」として、各ライフステージに合わせた歯科保健・歯科治療に関わる研修を実施し、「かかりつけ歯科医院」としての機能の充実を図る
<p>歯の喪失防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歯科疾患の早期発見・早期治療により、また「かかりつけ歯科医院」としての機能を活用した定期的管理により歯の喪失防止に努める 歯と口に関わる生活習慣の改善を中心にした一次予防（健康増進・発病予防）に重点を置いた対策を推進する 比企管内市町村において生活習慣の改善を促すような保健指導を取り入れた「新しい歯科健診」の普及を目指す
<p>健康危機管理体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 休日歯科センターにおける救急歯科医療や在宅寝たきり者歯科保健医療事業、埼玉県障害者歯科相談医制度、在宅歯科医療推進窓口事業などの充実を図り、地域包括ケアシステムを推進する

3 埼玉県歯科衛生士会の取組

歯科衛生士会では、各ライフステージに応じた歯科保健事業を歯科医師会や行政などと連携を図りながら実施しています。中でも急速な高齢化の進展、疾病構造の変化などに伴い医療・介護の一体的提供を目指した地域包括ケアシステムの構築が進むなか、多職種連携の業務において、水準の高い実践・指導力のある歯科衛生士の人材育成に取り組んでいます。

また、災害発生時における被災地での口腔ケアなどの支援活動や、潜在歯科衛生士の復帰支援など、幅広く活動しています。

具体的な取組

項目	内容
認定歯科衛生士制度の充実	・「生活習慣病予防」「摂食嚥下リハビリテーション」「在宅療養指導・口腔機能管理」「糖尿病予防指導」「医科歯科連携・口腔機能管理」の認定分野ごとの研修を実施する
歯科医師会・行政等が実施する事業への協力	・歯科医師会や行政が実施するイベントにおいて、高齢者を対象とした相談・体験コーナーを設置し、口腔機能の維持の重要性について周知する
保育園・幼稚園・学校・福祉施設等における健康教育	・保育参観日や就学時健診などの機会を利用して、各施設の要望に沿った指導内容を工夫する



歯科衛生士による歯科保健指導

4 保育園・幼稚園・学校・職場の取組

乳幼児期から学童期・思春期のむし歯罹患率は減少傾向にありますが、一部のお子さんには重症、かつ多数のむし歯が見られます。そういったおさんは、受診勧奨をしても治療に至らなかったり、中断してしまうケースが多く、その場合の現状把握も困難な状況です。

また治療が必要なおさんは食生活など生活習慣全般に問題のあるケースも多く、多方面からの働きかけが必要です。

職域においては、従業員に対する歯科健診を実施している事業所はごく一部に留まっています。しかし口腔内の不具合は作業効率の低下を招くだけでなく、全身疾患とも密接な関係があるため、必要な情報を提供し定期的な歯科受診を支援することが必要です。

具体的な取組

項目	内容
歯みがきの習慣づけ	・年齢に応じて、うがいの練習、歯ブラシ点検、給食後の歯みがきなどを実施する
受診勧奨	・歯科健診の結果に基づく受診勧奨を徹底し、受診勧奨の際、歯科医療機関の情報を提供する
歯科保健指導	・市内全域で統一された内容で歯科保健指導が実施できるよう、歯科専門職と協力する ・保護者へ直接指導する機会を設ける
児童・生徒保健委員会	・歯みがきの呼びかけやポスター・標語づくり、保健委員による寸劇などを実施する
学校保健委員会	・学校、学校医、学校薬剤師、保護者による委員会において、歯科保健状況・治療状況を報告し、学校歯科医より助言をいただく
啓発活動	・「保健だより」や「社内広報」などを通じて歯と口の健康に関する情報を提供する



小学校での歯みがき指導

5 市の取組

本計画の趣旨や内容を広く市民に周知し、市民の自主的な取組を支援します。
また、関係団体・機関や市の各担当課と連携を図りながら計画の推進に努めます。

具体的な取組

項目	内容
歯科保健事業の充実	・ 歯科健診、歯科相談、フッ化物塗布など、妊娠期から高齢期まで各世代に合わせた事業を実施する
啓発活動	・ 広報紙やホームページ、きらめき出前講座などを通じて、歯と口の健康に関わる情報を市民に提供する
歯科保健医療サービスの周知	・ 在宅寝たきり者歯科保健医療事業や休日歯科センター等、必要とする市民に必要な情報が届くよう周知を徹底する



成人歯科保健事業
「大人のための健康歯援プログラム」



第6章 計画の推進

1 協働による計画の推進

(1) 市民の役割

生涯にわたって歯や口の健康を守るため、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し積極的に歯科健診や健康講座などを受けることが重要です。

(2) 家庭の役割

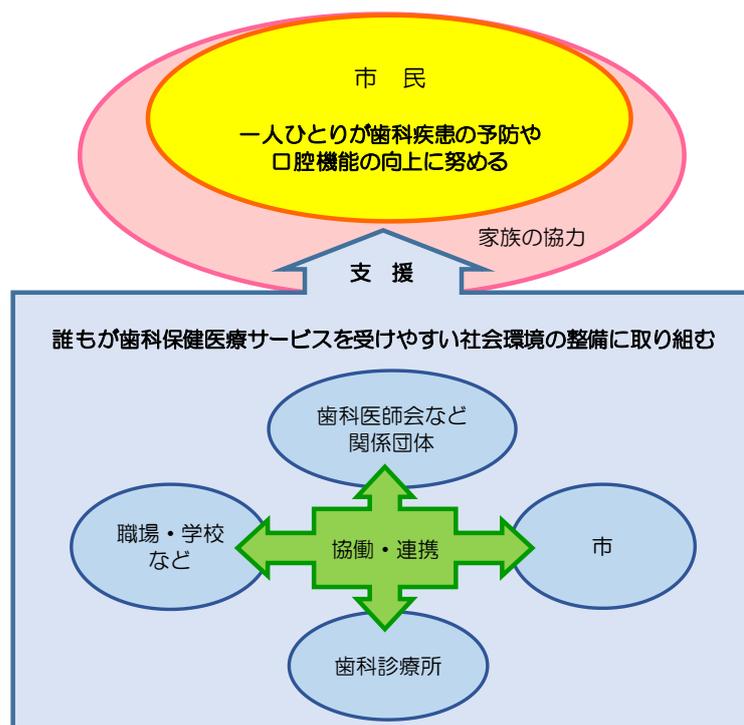
家庭においては、家族一人ひとりの年齢に応じた取組を尊重し、互いに支援していくことが重要です。特に妊娠期や乳幼児期、高齢期は家族の協力を必要とする時期なので、その時期の歯や口の特徴を理解することが大切です。

(3) 関係団体・機関との連携

歯科医師会、歯科衛生士会をはじめとする関係団体や、学校・職場などの健康づくりに関わる機関は、誰もが歯科保健医療サービスを受けやすい社会環境を整備するため連携を強化していきます。

(4) 市の推進体制

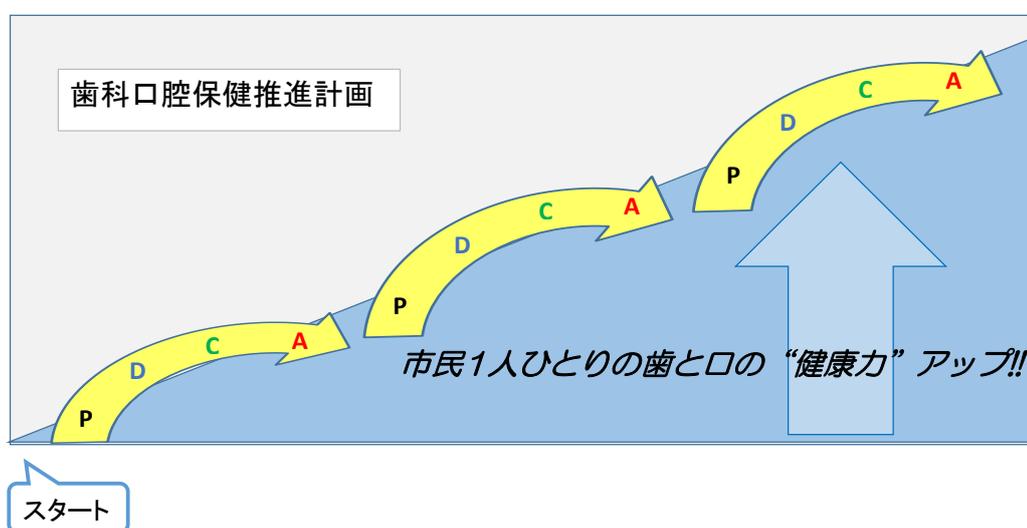
すべての市民を対象とした歯と口の健康づくりの取組を、計画的・継続的に推進するよう関係団体・機関との連携を強化していきます。



2 計画の進行管理

本計画は、健康推進課（保健センター）が中心となり推進していきます。
また、学識経験者、医療・教育関係者、関係団体の代表、市民の代表等から構成される「東松山市市民健康づくり推進協議会」において進行管理を行い、「PDCA(Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：見直し) サイクル」により、実施した取組について検証し、必要に応じて改善を図りながら進めていきます。

■進行管理イメージ図



資料編

1 用語の説明

8020 運動	<p>平成元年より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」という運動です。20 本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われています。</p> <p>そのため、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めてこの運動が始まりました。楽しく充実した食生活を送り続けるためには、妊娠期も含め、生まれてから亡くなるまでの全てのライフステージで健康な歯を保つことが大切です。 (引用：日本歯科医師会ホームページ)</p>
歯間清掃用器具	<p>歯ブラシでは磨けない“歯と歯と間”を磨くための道具です。歯間ブラシやデンタルフロス（糸ようじ）などがあります。</p>
フッ化物の応用	<p>フッ化物は歯質を強くし、むし歯の原因菌の活動を抑制する働きがあります。具体的な応用方法としては、フッ化物が配合されている歯磨剤を使用するほか、歯科医師の指導の下で行うフッ化物洗口やフッ化物塗布などがあります。</p>
6 歳臼歯	<p>概ね6 歳頃、小学校の入学前後に萌出する永久歯（第一大臼歯）です。永久歯の中で最も大きく、永久歯列の中心となる重要な歯で、「8020 運動」の目標達成の要となる歯です。しかし乳歯との交換ではなく、最初から乳歯列の奥から萌出するため、萌出しはじめた頃は気づきにくく、歯磨きが難しいため、とてもむし歯になりやすい歯でもあります。</p>
誤嚥性肺炎	<p>誤嚥性肺炎は、細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。高齢者の肺炎の 70%以上が誤嚥に関係していると言われています。再発を繰り返す特徴があり、それにより耐性菌が発生し、抗菌薬治療に抵抗性をもつことがあります。そのため優れた抗菌薬治療が開発されている現在でも治療困難なことが多く、高齢者の死亡原因となっています。 (引用：日本呼吸器学会ホームページ)</p>
口腔がん	<p>口の中全体を口腔と呼び、ここにできるがんを総称して「口腔がん」と呼んでいます。「口腔がん」はできる場所によって「舌がん」「歯肉がん」「頬粘膜がん」などがあります。部位別では「舌がん」が最も多く、次に多いのが「歯肉がん」です。発生頻度は決して多くはありませんが、あまり知られていないため進行するまで放置されてしまうケースが多いがんでもあります。 (引用：日本歯科衛生士会ホームページ)</p>

オーラル・フレイル	<p>高齢期における歯・口の機能低下を表す新しい考え方です。噛む力や舌の動きが低下すると、食べられる食品が限られ低栄養となったり、滑舌が悪くなることにより人との関わりを避けて社会性の低下にもつながるため、加齢性筋肉減弱症（サルコペニア）や運動器症候群（ロコモティブシンドローム）を引き起こす要因となり、要介護状態に陥る危険性が高まります。</p> <p style="text-align: right;">（引用：日本歯科医師会ホームページ）</p>
地域包括ケアシステム	<p>国は、2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、その地域の特性を生かした包括的な支援・サービス提供体制を構築するとしています。</p> <p style="text-align: right;">（引用：厚生労働省ホームページ）</p>
在宅寝たきり者 歯科保健医療事業	<p>比企郡市歯科医師会と東松山市を含む比企医療圏の市町村では、在宅で療養する通院困難な方の歯科保健医療体制の確保を目的に、市町村を申込み窓口として、歯科医師による訪問歯科診療、歯科保健指導事業を平成7年から実施しています。</p>
障害者歯科相談医制度	<p>埼玉県では、障害者歯科治療体制の充実を図るため、障害のある方々など（寝たきりの高齢者も含む）がより身近な地域で歯科治療が受けられるよう、平成8年度から「埼玉県障害者歯科相談医」の養成を行っています。</p> <p>相談医は、現在、県内に5か所ある県立障害者歯科専門診療所並びに埼玉県歯科医師会が運営している口腔保健センターと連携し、次にあげる役割を担っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における歯科診療の担当者として障害者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理を行うとともに、可能な限り通常の歯科治療、予防措置、訪問診療及び応急措置を行います。 ・ 必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所からの受け入れを行い、地域の歯科保健医療の推進に積極的に協力します。 ・ 障害者などの歯科保健、医療の推進に積極的に協力します。 <p style="text-align: right;">（引用：埼玉県ホームページ）</p>
在宅歯科医療推進窓口	<p>埼玉県歯科医師会では、県内に20か所の地域拠点を設け、「通院困難な方の歯科治療に関する相談」「訪問診療を行っている歯科医院の紹介」などを行っています。</p> <p style="text-align: right;">（引用：埼玉県歯科医師会ホームページ）</p>

2 策定の経過



(1) 市民健康づくり推進協議会の開催

【 第1回会議 】

日 時：平成28年10月18日（火） 13：30～

場 所：東松山市保健センター 大会議室

【 第2回会議 】

日 時：平成29年3月29日（水） 13：30～

場 所：東松山市保健センター 大会議室

(2) パブリックコメントの実施

【 資格 】

市内在住・在勤・在学の方

市内に事務所・事業所がある個人・法人・団体及びその職員の方

本案に関して利害関係がある個人・法人・団体の方

【 期間 】

平成28年12月1日（木）～平成28年12月21日（水）

【 結果 】

意見者数 1人

3 東松山市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成 26 年 12 月 19 日

条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、口腔の健康づくりが市民の健康の維持及び増進に果たす役割の重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成 23 年法律第 95 号)に基づき、市が行う歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

(2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に口腔の健康を確保することを推進すること。

(3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医療等業務従事者の責務)

第 4 条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健、医療、福祉及び教育関係者等の責務)

第 5 条 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者及びこれらの業務を行う機関は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者(他人を使用して事業を行う者をいう。)は、基本理念にのっとり、その雇用する者(以下この条において「従業員」という。)の歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。次条において同じ。)、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する従業員の取組を支援するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(計画の策定)

第8条 市長は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健に関する基本的な計画を策定するものとする。

2 市長は、前項に規定する計画を策定し、又は変更するに当たっては、東松山市市民健康づくり推進協議会条例(平成25年東松山市条例第37号)に基づく東松山市市民健康づくり推進協議会の意見を聴くものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 市長は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を実施するものとする。

- (1) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科口腔保健に必要な施策
- (2) 妊娠期における適切な歯科口腔保健に必要な施策
- (3) 障害者、介護を必要とする者等に対する適切な歯科口腔保健に必要な施策
- (4) 歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病並びに喫煙による影響の対策を図るために必要な施策
- (5) 歯科口腔保健に関する情報の収集及び普及啓発に必要な施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策

(財政上の措置等)

第10条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(東松山市市民健康づくり推進協議会条例の一部改正)

2 東松山市市民健康づくり推進協議会条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4 東松山市市民健康づくり推進協議会条例

平成 25 年 12 月 20 日

条例第 37 号

(設置)

第 1 条 市が実施する市民の健康の保持及び増進に係る事業に関し、有識者及び市民による審議を行うため、東松山市市民健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市民の健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 健康診査の充実及び啓発に関すること。
- (3) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項に規定する健康増進計画に関すること。
- (4) 東松山市歯科口腔保健の推進に関する条例(平成 26 年東松山市条例第 31 号)第 8 条に規定する歯科口腔保健に関する基本的な計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の健康の保持及び増進について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 東松山市を所管する保健所長
- (3) 医療関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市内各種団体を代表する者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 前条第2項から第4項まで及び第9条の規定は、部会について準用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康づくり事業を主管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年9月30日までとする。

附 則(平成26年12月19日条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

5 東松山市市民健康づくり推進協議会委員名簿

策定委員

氏名	所属	備考
須田清美	比企医師会	会長
遠藤浩正	埼玉県東松山保健所	副会長
長嶺芳昭	比企郡市歯科医師会	
馬渡照代	大東文化大学	
中島豊吉	東松山市立青鳥小学校	
佐藤高志	東松山市立北中学校	
石井圭子	健康を守る会連合会	
笛木久子	東松山市母子愛育会	
鈴木民男	東松山市歩こう会	
大塚貴美子	公募委員	平成28年10月まで
阿部正人	公募委員	平成28年11月から

東松山市歯科口腔保健推進計画

平成29年3月

東松山市健康福祉部健康推進課

〒355-0016 東松山市材木町 2-36

TEL : 0493-24-3921

FAX : 0493-22-7435